

# 第1部 新たな環境基本計画がめざすもの

## 第1 策定の背景

県では、これまで、平成9年3月に策定した「福井県環境基本計画」（以下「現行計画」という。）に基づき、環境行政の推進に当たってきました。

この間、現行計画を着実に推進することにより、自然とのふれあいの増進や環境教育・環境学習の推進などにおいて、一定の成果をあげてきました。

しかしながら、今日、ダイオキシン類などの化学物質に見られるように、影響が現れるまでに長い時間がかかったり、発生の仕組みが十分にわかっていない問題が増加しているほか、私たちの日々の生活や通常の事業活動に起因している地球温暖化や廃棄物問題が顕在化・深刻化しています。さらに生産・消費・廃棄という物質の流れを循環型に変えていくことで、環境への負荷を減らそうという循環型社会の形成の必要性が高まるなど、新たな課題の発生や社会経済情勢に大きな変化が見られ、国内外において環境の分野における新たな枠組みの整備や取組みが進められています。

こうしたことから、本県の自然的・社会的条件を踏まえながら、これらの変化に的確に対応した施策の展開を図り、「持続可能な循環型社会」への転換をめざして、新たな環境基本計画を策定することとしました。

## 第2 策定の趣旨

今日の環境問題は、日常生活や通常の事業活動に起因する地球温暖化や廃棄物の増大、ダイオキシン類等の化学物質による汚染など複雑多様化してきています。

これらの環境問題を解決するためには、環境への負荷を低減し、自然と共生しながら、資源・エネルギーを有効に活用する「持続可能な循環型社会」への転換が求められており、すべての人々・事業者・行政が現在の社会の構造や生活のあり方と価値観を環境の視点から見直し、自ら果たすべき役割に責任を持たなければなりません。

県では、平成14年1月、県民総ぐるみで環境と調和した循環型の社会づくりに積極的に取り組み、「環境立県 福井」の実現をめざすことを宣言しました。

今後、この宣言を踏まえ、循環型社会への転換を図るため、①資源の循環、②環境関連産業の創造と振興、③地球環境の保全、④自然との共生、⑤環境意識の醸成の5つの重点的・戦略的な分野を中心に、環境に関連する各種施策を市町村と連携しながら総合的・計画的に推進していく必要があります。

そこで、本計画は、環境全般にわたる施策を体系化するとともに、できる限り具体的な目標や目標年次を設定することにより、実効性のある計画とし、福井県環境基本条例（平成7年3月16日施行）の3つの基本理念である「豊かで美しい環境の